

高等職業訓練促進給付金等の制度について

ひとり親家庭の母または父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進し、就職を容易にすることを目的としています。

●対象資格：次のいずれかの資格取得を目的に修学中である方が対象となります。

- | | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| ☐ 看護師 | ☐ 歯科衛生士 |
| ☐ 准看護師 | ☐ 美容師 |
| ☐ 介護福祉士 | ☐ 社会福祉士 |
| ☐ 保育士 | ☐ 製菓衛生師 |
| ☐ 理学療法士 | ☐ 調理師 |
| ☐ 作業療法士 | ☐ 言語聴覚士 |

①専門実践教育訓練給付の指定講座を受講して得られる資格

②特定一般教育訓練給付の指定講座を受講して得られる資格

③一般教育訓練指定講座を受講して得られる情報関係の資格

※教育訓練講座検索システムの『情報関係』分野の講座を受講する資格のみ対象

①から③の給付金の対象となる講座は、厚生労働省指定の教育訓練講座です。

教育訓練講座検索システム「講座を探したい」で検索

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



●資格要件：20歳未満の児童を養育するひとり親家庭の母または父であつて次の全ての条件を満たす方

☐ 姫路市内に住所を有する

☐ 児童扶養手当の支給を受けている（離婚調停中を除く）か、本人の所得が同様の所得水準である

（ただし、児童扶養手当受給所得水準を超過してから1年間に限り対象とする。）

☐ 養成機関において6月以上修業予定（原則通学制であること）

☐ 就業又は育児と修業の両立が困難である

☐ 過去にこの修業（予定）以外で高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金を受けていない（高等技能訓練促進費・入学支援修了一時金を含む）

☐ 趣旨を同じくする給付を受けていない

併用可	併用不可
△自立支援教育訓練給付金 △ひとり親家庭住宅支援資金貸付 ☐ 失業保険の基本手当分 ☐ 教育訓練給付金 △ = 姫路市より給付 ☐ = ハローワークより給付 ○ = その他より給付	☐ 求職者支援制度における職業訓練受講給付金 ☐ 雇用保険法第24条に定める訓練延長給付金 ☐ 雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金 ☐ 修学支援新制度の給付型奨学金（授業料減免を除く） ☐ その他、講座を受講するための生活費として支払われる給付金

●支給内容

【高等職業訓練促進給付金】

〈支給額〉

市民税非課税世帯 月 100,000 円

市民税課税世帯 月 70,500 円

※ 本人及び世帯の課税・所得状況により、年度の途中で支給額が変更、もしくは支給停止になる場合があります。

※ 最後の12ヶ月は4万円増額して給付します。

〈支給期間〉

修業期間中（上限4年）

※ 資格取得に必要な期間を支給期間とするため、対象資格によって期間が異なります。

※ この給付金は申請された月分から支給対象期間となります。

〈支給月〉

四半期ごとの支給となります。

7月(4～6月分)、10月(7～9月分)、1月(10～12月分)、4月(1～3月分)

※ 支給月の前月に、支給請求書・在学証明書・修得単位証明書（成績証明書）（9月・3月のみ）を提出いただき、在学確認をいたします。

【修了支援給付金】

修業を開始した日及び修了した日において、表面の資格要件を満たす方が対象です。

※ カリキュラム修了後に支給

〈支給額〉

市民税非課税世帯 50,000 円

市民税課税世帯 25,000 円

●申請手続き

修業に係る意思及び資格要件等を事前面談により確認後、手続きに関する書類をお渡しいたします

【お問い合わせ先】

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市役所 こども支援課

ひとり親支援担当

☎ 2 2 1 - 2 1 3 2